

平成 20 年 4 月 12 日

各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 朝田 照男
(コード番号 8002 東証第1部)
(問合せ先) 広報部 報道課長 岩島 弘和
TEL : 03-3282-4803

リーマン・ブラザーズ証券株式会社の関係会社から受領した
訴状の内容についての当社の見解

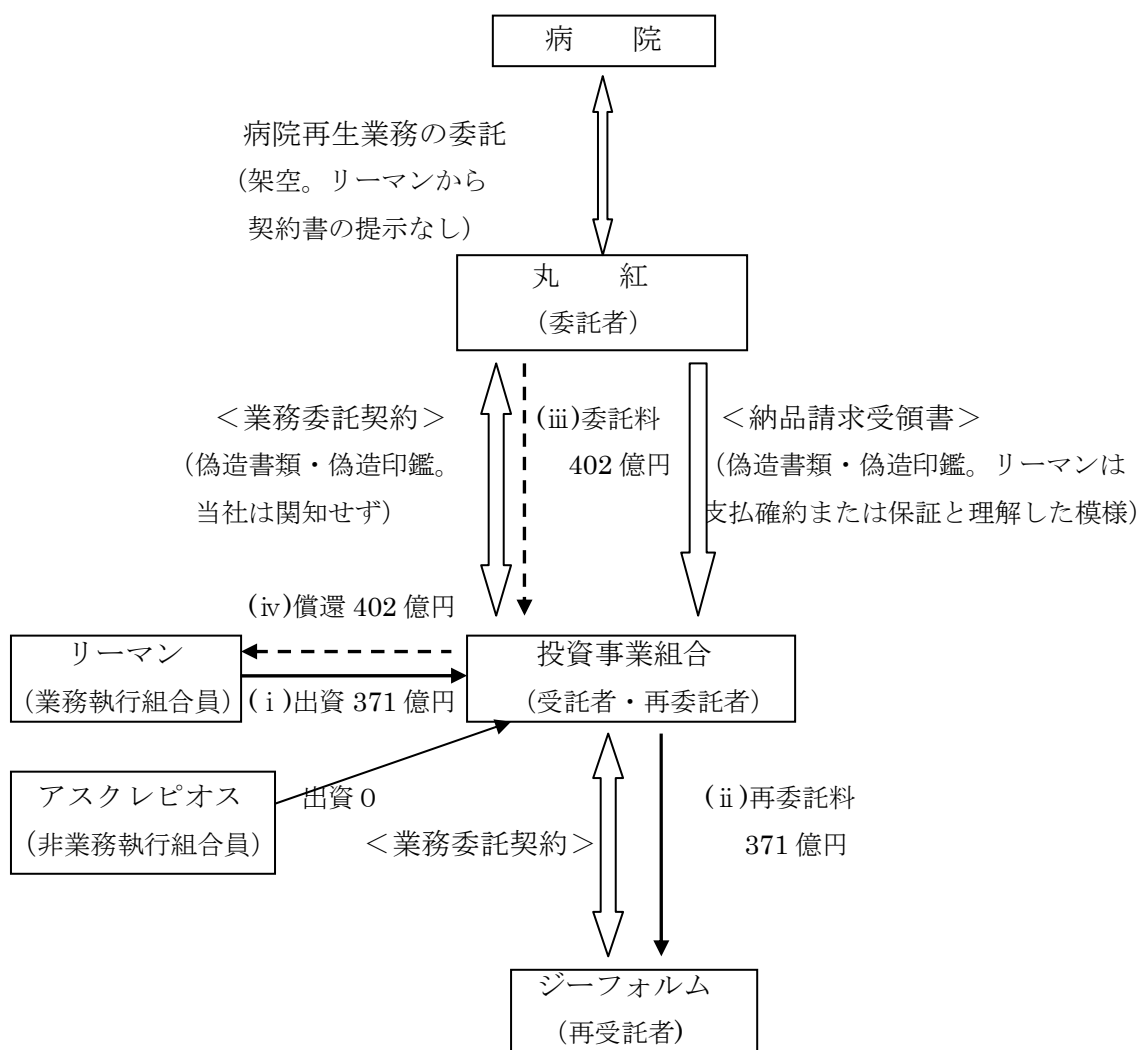
当社は 4 月 10 日、リーマン・ブラザーズ証券株式会社の関係会社であるエル・ビー・エー有限会社（以下「リーマン」といいます）より、3 月 29 日付で発表した件について訴状の送達を受けました。これに対する当社の見解および本件の背景について、現段階で可能な範囲でご説明します。なお、当社の見解の詳細は、今後の裁判手続きにおいて展開する所存です。

1) リーマンが主張する取引の概要

まず、訴状の中でリーマンは、具体的な取引の仕組みは以下であり、実質的には株式会社ジーフォルム（以下「下請業者」といいます）による業務開始時から当社が病院より資金を回収するまでの間の、当社に対するつなぎ融資であったと主張しています。

- ① 当社が主導し、下請業者が行う病院の事業再生に要する資金を、リーマンが投資事業組合を通じて下請業者に提供することを目的としている。
- ② このため、当社と投資事業組合が業務委託契約を締結し、同組合は、この業務を下請業者に再委託するスキームとする。
- ③ 提供した資金は、下請業者による受託業務が遂行され、当社が病院から支払いを受けた後に、当社による業務委託料（以下「委託料」といいます）の支払いという形で投資事業組合に返還される。
- ④ 業務委託契約上、当社による委託料の支払いは、受託業務が完遂されたか否かに関わらず、無条件でなされることが予め約定されており、当社の支払義務を確認するため、当社の代表者印が押捺された「納品請求受領書」なる書類が、各業務委託契約締結と同時に、当社から投資事業組合に提出されていた。

以下は上記スキームを図示したものです。無論、当社が関与したとされる部分はすべて架空で当社は関知しておらず、訴訟に際して証拠として提示された関連書類・印鑑はすべて偽造されたものです。当社と病院間の再生に係る業務委託契約も存在しません。



(\longleftrightarrow / \rightleftarrows は契約関係、 \longrightarrow / \dashrightarrow は金の流れを示す)

上記のスキームにおいて、投資事業組合は下請業者に対して、2007年10月30日から同11月27日までの期間に合計371億円を再委託料として支払い、丸紅から2008年4月30日までに合計約402億円の委託料の支払いを受けることで合意したとしています。これにより、リーマンは、年率にして約25%の金利相当収益を期待していたこととなります。なお、このうち約50億円は丸紅の名義で返還されたとのことですが、当社はこの支払についても一切関知しておりません。

2)リーマンの主張

訴状においてリーマンが主張している骨子は以下の通りです：

- ① リーマンは病院再生ビジネスに係る融資を、丸紅が支払いを約束した丸紅名義の「納品請求受領書」および丸紅と投資事業組合間の「業務委託契約書」に基づき実行した。契約には、丸紅は、病院の再生の成否、病院による丸紅への返済の有無、下請業者の業務遂行の有無に関わらず、支払いを拒絶できないと規定されており、契約に基づき約 352 億円（402 億円－50 億円）と遅延金利を支払うべきである。
- ② 仮にこれらの書類が偽造されたものであっても、丸紅の社員が他の者と共謀して詐欺および書類の偽造によりリーマンから 321 億円（371 億円－50 億円）を詐取したことになり、丸紅は、その使用者として弁護士費用 10 億円を含む 331 億円に遅延金利を付して賠償すべきである。
- ③ 契約交渉のため、丸紅の事務所で 2007 年 10 月 29 日と 11 月 8 日の 2 度会議が開かれ、そのうち、11 月 8 日には、丸紅の担当部長と称する者が出席した。この人物は後日、偽物であったことが判明したが、2 度の会議とも丸紅の社員が同席していた。

3) 当社の主張

当社は、リーマンが主張する取引自体がすべて架空であり、会社として一切関知していないことをこれまでも繰り返し説明してきました。従い、当社には一切支払い責任はないと考えており、その主張の詳細は今後の裁判で明らかにする所存であります。現段階で可能な範囲で当社の見解を説明致します。

- ① リーマンは、当社からの支払い確約のために、「納品請求受領書」なる名称の書類を当社から受領したと主張していますが、以下の通り、当該書類は偽造されたものであることが明らかです。

イ) 例えば、2007 年 10 月 29 日付の「納品請求受領書」には次のような文言が記載されています：

「x x 病院向け業務委託資料一式という商品につきましては、確かに受け取りました。下記口座にご請求額を 2008 年 2 月 29 日に当社より現金にて振り込みいたします」

リーマンはこれを当社の支払確約書と認識したとしています。しかし、この受領書は業務委託契約の締結とほぼ同時に提出されており、業務が始まってもない時点で、業務の完了を確認する書類が発行されたこととなります。このようなことは通常ではあり得ず、極めて異常です。それにも関わらず、この文書 1 枚のみ

で、リーマンは巨額の資金を投入したことになります。なお、当社はリーマン・ブラザーズ証券株式会社との間で、別件で契約書を何通か取り交わしておりますが、これらの契約書に押捺された代表者印は「納品請求受領書」に押捺されているものの印影とは全く異なるもので、見比べれば容易にわかります。

ロ) 同様に、下請業者に支払った再委託料についても、書類からは業務の内容は明確ではなく、金額も甚だしく巨額であることは一目瞭然です。なぜ、下請業者の業務遂行の有無や病院の再生の成否に関わらず、当社がそこまでのリスクを取って支払いを確約するのか、リーマンは疑問を持たなかったはずがありません。

ハ) 更に、上記の取引が当社に対する融資であるというならば、リーマンが享受する金利の利率は、年率約 25%という異常な高金利となります。当社の実際の市中銀行からの借入れレートは1%前後であり、約 25%という異常な高金利を払ってまで、当社がリーマンから資金を調達しなければならない理由は皆無です。ましてや、病院再生のリスクはすべて当社が負担し、リーマンは、この高金利に見合うリスクを一切取っていない仕組みとなっており、そのような取引が成立するわけがありません。

- ② 上記のとおりこの取引が異常であること、偽造された契約書・印鑑およびその他の関連書類の稚拙さ等から、リーマンは、当然不審に思っただけで然るべきです。稟議書と称する書類も証拠として提示されていますが、この書類は決裁の申請書なのか、決裁通知書なのかも判然とせず、およそ稟議書の体裁すら備えていないものです。また、当社の担当部長と称する者と面談したことで、当社の社内決裁取得案件と誤信したとも説明していますが、これだけの巨額の出資を担当部長との一回だけの面談で済ますなどということは通常考えられません。加えて、この面談は昨年 11 月 8 日に行われたと言っていますが、リーマンはそれ以前にすでに 141 億円を出資しています。ということは、リーマンはかかる巨額の資金を担当部長と一度も会わずに出資したことになります。
- ③ 当社の社内決裁システムは、これほどの巨額案件であれば、まずコーポレートスタッフ部門の部長以上で構成する投融資委員会ですべて事前審議された後、代表取締役などで構成する経営会議に諮られます。さらに取締役会での承認も必要となります。この規模の契約になれば、相手方において社内決裁取得済みであることの代表者名による確認書とともに印鑑証明書や取締役会議事録を請求することが当然のことと考えます。もちろん、本件は架空取引ですので、これらの手続きは全く取られておりません。また、リーマンから当社の社内手続きにつき事前に確認を受けた事実もありません。
- ④ リーマンは、当社の社員 2 名（両名とも 1 年契約の元嘱託社員）が書類の偽造に積極的に関与し、詐欺行為の主導者であったかの様に説明しています。また、リーマンは、当社の事務所で当社の元嘱託社員が同席して取引交渉したことを、当社が認めた仕組みと信じた理由であると主張しています。しかし、本件偽装取

引を主体的に推進したのは、株式会社アスクレピオスの元社長とその親会社である株式会社 LTT バイオファーマの元社長であると報道されており、リーマンはそのアスクレピオスの元社長らと一緒に投資事業組合を組成して、本件取引を行っていたものです。現在、本件について警察が捜査しており、当社もこれに全面的に協力しています。当社の元嘱託社員の詐欺行為に対する関与の有無あるいは関与の度合いについては、警察の捜査により明らかになると理解しております。

本件はこのような巨額の資金を動かす上で、リーマンが当然行うべき確認を実施していれば決して発生しなかった事件であり、従って、当社には支払い責任は一切なく、裁判においても当社の主張は当然認められるものと確信しております。

以 上

《本件に関する問い合わせ先》

丸紅株式会社 広報部報道課 電話：03-3282-4803